

令和4年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和4年11月1日 開会

}

令和4年11月1日 閉会

吉田町議会

令和4年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第58号の上程、説明	2
○報告第10号の報告	4
○議案第58号の質疑、討論、採決	5
○町長挨拶	15
○議長挨拶	16
○閉会の宣告	16

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席いただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、12月議会を控えて、多忙な日々を送っておられると思います。その貴重な時間を割いて臨時会を招集し、本当に議会の皆様には申し訳なく思っております。本議案、また提出いたしますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和4年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として、委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、5番、山口一博君、6番、蒔

田昌代君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、日程第3、第58号議案を議題といたします。

町長から提案理由の説明をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、補正予算についての1件でございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第58号議案は、令和4年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の吉田町一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,832万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ135億1,403万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします1議案の概要でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から第58号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和4年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,832万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ135億1,403万7,000円とするものでございます。

また、第2号にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和4年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、1億5,203万3,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、まず、2項10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきましては、5,483万7,000円を増額するものでございます。

次に、11目子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金におきましては、国の住民税非課税世帯等に対する支援に伴いまして、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金9,719万6,000円を計上するものでございます。

4ページを御覧ください。

続きまして、15款県支出金につきましては、750万円の増額でございます。これは、2項4目農林水産業費県補助金におきまして、経営発展支援事業費補助金について、750万円を計上するものでございます。

続きまして、18款繰入金につきましては、879万3,000円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。また、財政調整基金から879万3,000円を繰入れさせていただくものでございます。

なお、これによりまして、令和4年度末における財政調整基金残高の見込額は、22億5,344万1,000円となります。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

3款民生費は、1億5,332万6,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず1項1目社会福祉総務費におきましては、9,719万6,000円の増額でございます。これは、電力・ガス・食料品等の価格高騰による住民税非課税世帯等に対する国の緊急支援に伴いまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に係る経費といたしまして、9,719万6,000円を計上するものでございます。

なお、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に係る経費につきましては、全額、国からの補助金を財源にするものでございます。

次に、6ページの2項1目児童福祉総務費におきましては、吉田町子育て世帯特別給付金支給事業費について、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、子育て世帯特別給付金追加分5,613万円を増額するものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

6款農林水産業費につきましては、750万円の増額でございます。これは、1項3目農業振興費におきまして、担い手育成総合対策事業費について、認定新規就農者に対する機械・施設等の導入の支援に係る経営発展支援事業費補助金750万円を計上するものでございます。

続きまして、14款予備費につきましては、750万円の増額でございます。これは、1項1目予備費におきまして、台風被害等に対し早急に対応するため、予備費を充用したことに伴いまして、今後の不測の事態に備えるため、今回、予備費を増額するものでございます。

以上が、第58号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

◎報告第10号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、法令に基づく報告を行います。

第10号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告をお願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第10号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）の御説明を申し上げます。

議案書2ページ及び3ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回、専決処分した事項は、物損事故による損害賠償補償額を定めることに係る1事案でございます。

議案書3ページを御覧ください。

本事案は、本年10月12日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年8月10日、川尻地内において、除草作業中に小石が飛び、隣接する事務所の網戸及び窓ガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は6万5,890円、過失割合は、町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額につきましては、6万5,890円でございます。

なお、この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

また、今回の除草作業中の事故を受けての今後の対応としましては、従前から実施している作業員に対しての研修、作業時の安全点検につきましては引き続き実施するとともに、作業現場の状況や周辺環境を確認の上、細心の注意を図り、事故防止に努めてまいります。

以上が、総務課から報告事項1件の御説明でございます。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前10時32分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第58号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから、第58号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入についての質疑、引き続き、歳出についての質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないように、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書の3ページ、国庫支出金に関してです。

国庫支出金、今回2種類あるんですけども、11目の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金9,719万6,000円、これが電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に使われ、上の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で子育て世帯の支援をします。これをこういうふうにした町の考え方を説明してください。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

まず、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を住民税非課税世帯に充てているものについては、補助金のメニューとしてそこにあるもので、国のものに沿ってやるということで、そちらを名称として使っておりますし、そのメニューに沿って、これを事業立てしているというものになります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、先ほど企画課長のほうで全協で説明をさせていただいたとおり、町として何をやるかというところを補完してやる事業になりますので、そういうことで、子育て世帯のほうにそちらを充てたというものになります。

ます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう答えなんでしょうけれども、要するに、この子育て世帯等臨時特別給付金という冠に対して、物価高騰とか、そういうメニューはあるんだと思いますが、これは並列なのか、要するに子育てという中において、物価高騰というのが入っているのか、そこがちょっと分からないもので、その辺をお願いします。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

こちらの子育て世帯等ということになっておりまして、国の補助金の名称なので、つくり方はどうかと言われても、ちょっとこちらもお答えはなかなか難しいんですけども、そういった中で、子育て世帯だけを対象にしているものではなくて、等ということで、そういったもの、住民税非課税世帯、そういうのもありまして、それが各メニューになっているということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに、歳入についてはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

説明書5ページにありました電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金、先ほど全協でお聞きした家計急変世帯への給付金についてなんですけれども、周知期間や申請期限が非常に短いと考えます。新型コロナの影響や、さらには物価高騰などの影響で、申請者が増えることも考えられますことから、できるだけの周知や、自分が対象となるか分からない方への相談窓口なども必要かと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課です。

まず、周知の方法についてというところについてお答えいたします。

今回の給付事業の周知につきましては、「広報よしだ」の11月号へ掲載するとともに、ホームページのほうにも掲載のほうをいたします。また、先ほど、案内チラシということで説明もさせていただきましたが、こちらを社会福祉協議会のほうにも設置をする予定で考えております。

もう一つ、こういった給付金の対象となり得る方たちの相談窓口ということでお話ありましたが、現状、窓口の設置というものは考えてはおりません。

そういった中で、生活困窮者ですとか、そういった方たちが相談に行くところは、まず福祉課の窓口、次に社会福祉協議会であろうということは、こちらのほうでも把握をしておりますので、そういった意味で、社会福祉協議会のほうにも案内のチラシを置いてもらって、

役場の福祉課のほうに、もしそういった方がいれば、つないでいただくような体制は整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

その件は了解しました。

次に、申請に来る方が、例えば申請の間違いをしたり、または、故意により申請をする方も中にはあるかもしれませんが、そうしたときの対応としてのチェック体制、チェック対応が必要と思いますが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課です。

提出をいただきます確認書、申請書とも、福祉課において、内容のほうはもちろん、チェック、審査のほうはさせていただきます。そういった中で、今回の提出期限を令和5年1月31日までとしているのは、国のもともと規定で定められた日にちであるということは、先ほどもちょっとお伝えしたところではありますが、ここから審査の期間も見込んだというところで、一応、1か月あれば審査のほうも終わるであろうということと考えられているかと思えます。

そういった中で、疑問点につきましては、国や県のほうに問合せをしながら、またこれまでも、Q&Aという形で、様々な事例についての考え方、対応の仕方について、資料のほうを頂いておりますので、それを基に町のほうで審査のほうをしていくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の件でお聞きしますね。

今まで、持続化給付金であるとか、そういうものに関して、かなりの不正が発覚しまして、社会問題化していますよね。今言われた自己申告の中で、確かにいろんな相談をしますよとは言っていますが、自己申告の中では、申請の基準で持っていますか。ある程度基準がないと、それがいいかどうか、その判断材料、非常に迷うと思うし、まちまちの判断では、それぞれまた違った判断が出ますので、ある程度、水準的な規制、確認、そういうものの確認は、どういう形で行いますか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

恐らく今のは、家計急変世帯のほうの審査ということのお話だと思いますが、まず家計急変世帯のほうですね、こちらがどれぐらいで住民税非課税相当となるかということについては、限度額というか基準額が示されておりますので、それを超えるか超えないかで、該当するかしないかは判断することとなります。

また、本人の申請におきましては、収入が幾らであるという減った時のものですね、それを証明する書類のほうの添付というのが義務づけられておりますので、必ず確認のほうは取れるものをつけていただいて、それを見た上で審査のほう行っていくという、そういう形になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答の中で、必ず確認が取れると思う状態です。私なんかの場合は、それが必ずあると、不正みたいな虚偽があるという確認、そういう姿勢とかスタンスで見ないと、見逃すことがあると思うんですね。その辺は、何がいいか悪いかは別として、厳重にやっていただきたいと、そういう形は要望しておきます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 子育て世帯給付金支給事業についてです。

先ほどの全員協議会において、企画課長のほうから、これの推奨事業メニューとしては、事業者支援、生活者支援、その生活者支援の中には、低所得者支援、子育て支援というお話がございました。その中では、事業者支援というのは範囲も広いし、投入しても広げれば薄くなるし、絞れば、どう絞るか分からない。結局、町の推奨である子育て支援というふうに進みましたという説明があったんですが、それを議論する中において、低所得者支援というのは考えなかったのでしょうか。

非課税世帯は支給されるわけですよ。ところが、それよりちょっと上の、非課税にはならんけれども所得の低い人というのがいるし、そういうことに対する、目を向けるということ、そういう議論の中で起きなかったのかということをお願いします。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員御質問のとおり、このお金をどういう層に振り向けるかというのは非常に悩ましい問題でした。いろいろな議論をさせていただきました。

一つは、低所得者というのは当然支援しなきゃいかんということは考えましたし、ただその中で、非課税世帯なり家計急変という世帯については、今回支給するということで、手当てされるという中で、じゃ、そこから漏れた方というのをまた、どこからどこまでの世帯にするとか、金額の層をどうするかとか、実態、我々何もデータもない中で、それをつかもうとするのは非常に困難な作業になります。

そういう形で、現実的になかなか、そこをつかみ切れないというのが一つありまして、そのところをやろうとすると、年度内の支給がまずできなくなるということもありますので、なかなかそこは現実的ではないだろうということで、我々としては、これまでもやってきましたやっぱり子育て世帯の支援ということに最終的な判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 低所得者に関する、町がどれだけのデータを持っているかということなんですけれども、我々に、町民税、県民税幾らという、郵送されますよね。そこには所得合計というのが記載されているわけです。記載されているということは、町はその金額は把握されているということだと思うんですよ。

そうすると、幾らまで金を出すかというのは、一般財源を幾らつぎ込むかだけの話であって、それはやろうと思えばできると私は思っているんですけども、その辺はどうなんですか。要するに、あれは個人の問題だから世帯では分からないとか、いろいろ理由はあるのかもしれないけれども、その辺の見解、どう考えて、これをやめたのかという。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） なかなかちょっと、数字がつかめたとしても、どのぐらいやるかとかというのは、おっしゃるように、できないとは、なかなか言えないのかもしれませんが、実務的に私、そこはどうやるかはちょっと別にしまして、ただ、その一定以上の非課税世帯のところはやっているんで、あとは、そこはいろんな形で、町は例えばプレミアムクーポンとか、そういう形でも支援しておりますし、そういった支援もしているということで、町としては、やはり子育てのほうがより重要度が高いであろうという判断、これ、議員がおっしゃるように、そこにやるのが間違いだとは思っていません。そういう選択肢も当然あったかと思えます。ただ、我々としては、そういういろんな選択肢の中で、子育てというものについて支援しようという判断をしたと、そういうことでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私が気になっているのは、9月定例会だったと思うんですが、子育て支援の話が出て、副町長のほうから、じゃ今後も金が出れば、町独自の支援策を考えていくんですねというお話をしたら、先のことは分からんと言われたわけですよ。

やっぱり金があるのを前提として、次は何をやるのかというのは前もって考えておけば、金が入るより前に、金が下りるといえるのは分かるはずだから、そこから準備を始めて、前もって想定していた支援範囲というか、それをやるというようなことはやれないのか、

要するに、今回は、今までやっていたところにやれば、システムの変更とかの金が要らないから、ここがぱっといけるというふうな説明が町政連絡会であったわけですよ。そこだけになると、やっぱりこういうことを想定した上で、次はこの世帯を救出しようとか支援しようとか、何かそういう考えを持たないのかというのがちょっと心配で、先のことは分からんと言うんじゃないかと、やっぱり考えてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 先のことについては、例えば9月議会のときに、今のこの11月の状況が、コロナの状況、原油高の状況、そういったこと、全く想定つきません。円安の状況なんて、当時、これだけのことを想定できた方がいらっしゃるかどうかも分かりませんし、そういった意味で、先のことはなかなか想定しづらいと思っております。

したがって、我々としては、国からそういう財源手当があったところで、その状況の中で最適なチョイスをしていきたいというふうに考えておまして、先のことは分からないというのはそういう趣旨でございます。

先ほど、追加交付するのは手間がかからないからという、私が言ったということなんですが、町政連絡会するとき、確かに一つの要素として、それは申し上げましたが、あくまでも子育て世帯への給付が政策的に重要であるという判断をした上で、さらに、それが年度内に支給できるかどうかという判断がありますので、それについても、年度内に支給できるかどうかという判断をする際には、今ある資金に乗せれば支給できるということなので、そういう判断をしたという趣旨で申し上げました。

そういうことで、単純に簡単にできるからということだけでチョイスしたということであれば、そこは誤解のないようにしていただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これで最後にしますけれども、それは、副町長がおっしゃるのは理解していますけれども、今回、やっぱり納期、来年の3月までということを見ると、こうせざるを得ないというのも理解した上で言っていますが、そういう納期が決められている、その中で短期間で何かをやろうとしたときに、先ほど申したように、じゃ今度、次はこれをやろうと想定していれば、もうちょっと早く準備に入れるのではないかと。やっぱり納期を気にせず、そのことができるようなことにはならないかということで、ある程度の想定というのは必要ではないかというふうに思いますということなんですが、そこはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 一定の想定はできるのかもしれませんが、現実問題、お金がいつ来るか、その金額の大きさがどうなのかによって、判断は大きく変わってくると思っています。全く想定していないわけではございませんし、町の状況を見て、手を差し伸べるべき分野がどういうところかというのは、我々も考えているところではありますが、現実的には、金額とか時期によって判断せざるを得ないところが大きいかと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに、3款民生費についての質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほど、全協でお聞きをしました。それと、750万円、金額の内容も聞いております。国の金と県の金と、そういうことですね。

ここで聞きたいのが2つありまして、まず、こういう資金がついたことに関しては、恐らく杉の子の南側の上に、今、若い人たちがようやく計画を持って、手をつけてくれましたよね。そういうものに対しての、にらんでいる補助金だと思うんですけども、この補助金の内容、これは希望が持てる内容だと思うんですけども、補助金の内容、確認をしたところ、新規でなければ駄目だとか、そういういろいろな縛り、規制があると思うんですけども、規制というよりも許可の条件が。その辺、ちょっと教えてもらえますかね。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今回の経営発展事業のメニューとしましては、新たに農業に就く方に対しての支援金になります。当然、農業に就く前には、先ほど言ったように町、農協、農林とか、事前に相談に来て、どの品目をやるか、どの品目だと生計が立てられるとか、そういう相談をしていく中で、こういうふうに進めたらどうか、こういうメニューあるよとかという相談をしながら、何回もヒアリングをやりながら、じゃ農業、この品目でやっていこうという事業になります。

今回、この事業については、先ほど言ったように新規就農者になるんですけども、年齢が50歳未満であるとか、実際農業をやるに当たっては、農地の所有権とか利用権を設定することとか、あと農業機械、施設を持っているか、借りられるかとか、あと、本人名義で生産物、資材等の出荷・取引をすることと、あと、農業を進めていくために、生計が立てられる青年等の就農計画をつくるだとか、いろいろな条件があるんで、ここはやっぱり1人でやっ

ていくのはなかなか難しく、町、先ほど言ったところと相談しながら、どう進めていくべきかというところをやりながらやっていく事業になって、新規の方がそれで計画立てて、覚悟というか決めて、事業していくものになるんで、時間がかかるものですがけれども、支援はあるんで、すごく成功していただきたいとは思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の内容を聞かせてもらおうと、一番強烈なのが、50歳以下でなければ駄目だとか。確かに、これからのお茶農業の在り方を進めていくには、そういうこと、年齢制限で必要かもしれないですがけれども、50歳以上を入れちゃうと、今実際に困っている人たち、実際、お茶畑が3メートル、4メートルの森になっていますよね。そこを開拓してくれて、ようやくあそこへ行ったときに、きれいになってきたな、やっているなという感じがするんですが、50とかそういう制限というのは、多分俺、これは国であるとか、そっちのほうの制限だと思うんですが、吉田町の状況を考えると、独自のそういうものでないと、今やっている人たちも先にもいけない、後にも引けない、倒れるのを待つだけという状況になっていますね。

その辺の、今言われた条件に関しては、これから吉田町がどういうもので、どういう方向に行くかというのは、検討の余地というのは残っているわけですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今回の上程した内容については、先ほどおっしゃったように、国・県の中で定められて制限がついています。ただ、検討できるかどうかというのは、当然今、町にもいろいろな施設があるんで、何かそういう対策が取れるものについては、しっかり県とも相談して、メニューがあれば、できることがあれば、しっかり注視しながら、事業はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 農業もそう、全てのものが、後継者の問題が非常に大きな問題になってきますよね。それ放っておくと、結果的に先が見えなくなってくる状況が見えていますよね。その中で、吉田町としては、そういうものに関しての独自の方法というのは持ち得ないんですかね。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今、この農業振興費の補助金のこととは別にとということですね、議員がおっしゃっているのは。

〔「それを含めてですね」の声あり〕

○副町長（平井光夫君） 吉田町独自ということになると、この補助金の制度とは外れますので、吉田町独自で、後継者問題とかということについて対策は考えないのかという、そういう御趣旨の質問でよろしいんでしょうか。

〔「そうですね。吉田町をどう考えますかということですね」の声あり〕

○副町長（平井光夫君） それについては、今回、補助金のメニューとは違いますが、今後そ

ういった問題が、いろいろ対策が必要ということであれば、それは町としても検討していくことになるかと、そのように思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 確かに、今の問題もそうかもしれませんけれども、実際の世の中では、本当に困っている人たちがいっぱいいて、こういうものに関して非常に興味を持つわけですね。今回、今初めて、50歳であるとか、そういうのをやったときに、それで本当に吉田町って救えますかということなんです。ぜひその辺も含めて、条件とかそういうものをしていただいけませんかということですね。ぜひお願いします。その辺なんです。

それと同時に、このやつに関しては、当然皆さんが期待をしていると思うんですけども、それに関して、今言った条件であるとか、そういうものの広報的なもの、どこかで吉田町独自でつくるようなものってないですか。今挙げた条件がいろいろありますけれども、そういうものの広報、周知、何かできればやっていただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

広報ですね、あとチラシ等活用して、周知等は、現在も農協とかともやっておりますが、その辺もしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今のところなんです、今回補正ということで、臨時会のほうに上げてきたわけですが、これ、内容的に見ると、12月議会でも間に合ってくるものなのかなと思うんですが、臨時会に上げてくるこういった補正に関しては、ある程度後ろが決まっているから、やらざるを得ないよというのが基本的に思っています。ほかのものはそうですね。もっと緊急の場合は専決でやりますよね。

今回は、一つこれが上がってきて、何で、まだ12月議会でも間に合うようなものは上げないよとか、その辺の基準というものがあられるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

補正予算を上げさせていただく前提として、12月等、直近の定例会に間に合うものでしたら、当然そこで上げてまいります。あくまで臨時会に上げたというのは、そのところでやらなければ間に合わないということで、上程させていただいているものということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 間に合わないという内容かどうかというのは、当局の判断だとは思いますが、じゃ、その理由というものをお願いしたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今回、この経営発展支援事業というのは、今年度できたメニューでありまして、国の要綱

もそうなんですけれども、国は今年度の3月末に要綱ができて、県が6月の下旬にできています。3年度中の完成の補助金だよということは承知していたんですけども、今回、10月の中旬に要綱の説明会のあった中で、3年度末の完了というところが、その説明会の中で初めて、3月10日までに事業を完了して支払いも終わるというのをそこで初めて発表した関係で、今回上程させてもらっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） じゃ、今回のことは、それに合わせるために、今回やるしかないよということですね。

それ、できたばかりの制度の中で、年度をまたぐというと、年度の後半にそういう申請があった場合は、申請のチェックだ何だ、いろいろある中で、間に合わないものがすごく増えるのかなと思うんですが、その点いかがなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

繰り返しになってしまうんですけども、就農計画というか、農業に就くときには当然、事前に研修を、そのまま、農業やりたいといって、できるものではなくて、研修期間中に、いろんな各自治体等と協議していく中で、何年度に農業に就くか、何年度から事業を始めるかという計画をつくっていく中で、今回であれば、4年度に就農するんで、4年度の補助金をもらえるんでというものになっていくんで、3年度末にこの話が出たとしても、この方がいつから、研修とは別に、就くかということら辺の協議をしていく中で調整してやって、あと国・県の補助金がつくつかないかもあるんで、そこもしっかり協議して、計画つくってやっていくものになっていくものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） やり方というのは大体理解しました。ということは、計画段階の中で、あなたは今年度無理だけれども、来年度このメニューが使えるよという話をしながら、逆にずらしていくということもあり得るということで、了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今回補正は、750万円の増額ということでございますけれども、その理由としては、台風15号の被害で、公共施設の修理に584万3,000円を使ったということなんですけども、現在、吉田町で、坂口谷川流域とか湯日川流域の治水対策というのを進めていますけれども、今回こういう被害が起きたということから、その計画をどんどん前倒しにしていくというようなお考えはないのか、そこはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと担当の建設課長がおりませんので、私のほうから答えさせ

ていただきますが、今回はあくまでも、予備費充用したのは緊急的なものということで、全体的な計画の進捗については、そっちのほうで考えてまいりたいと思っております、状況を踏まえて前倒しにするかどうかについては、ちょっとまた、この場ではちょっとお答えできません、そういった検討会の中で、こういった状況を踏まえて、どうするかというのは議論されるものだと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それに関しては、議論していただくということで期待しております。

またこれ、今回、公共施設だけであると。実際、防災課とか聞くと、床下浸水というのはありましたよと、ただ、床上浸水はありませんでしたというような話なんです、どこまで一般町民の方に対する支援をやるのかというのはなかなか難しい、床下はやらない、床上はやるとかね。その辺に対して、やっぱり公共施設だけじゃなくて、被害を受けた方というのはいるわけで、そういう方に対する救済というのは、町として考えていけないのかというのはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 公共施設についてはやる、民間というか個人のものについては、公的な支援というのは、従来から、国のほうの姿勢もそうだったんですが、やっぱり私有財産に対する補助というか支援というのは、あまり積極的ではないと。ところが、阪神・淡路や東日本大震災を踏まえて、いろんな形で、そういった個人の住宅への、例えば半壊だとか、そういった支援は、国のほうで制度をつくっております。

したがって、国のほうの制度に我々は委ねておまして、町独自でのそういった支援というのは、今現状持っておりませんし、今のところ、町独自で、そういった個人への支援策ということについて考えてはおりません。それが現状でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 吉田町は、大したと言って悪いけれども、そんな大きな被害はなかったんですけども、川根本町、あれ、道路はやるんですよね。ところが、家の中に土砂がたまっているんだけど、それはやらないわけですよ。それで困っている人がいっぱいいるというのは聞いているわけで、やっぱりそこは、本当に被害というものが大きい場合には、少しは町単独でも、私有地ではありますけれども、考えていかないと、収集つかないということになりかねないと思うんで、そこは、今すぐじゃなくてもいいんで、考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の件で少しお願いをします。

実は今、神戸川の浸水状況、強烈です。今、全部調べています。なので、これから、建設課長のところには資料として提出します。

中で一番大変なのが、今副町長が言いましたよね、民間の人には出さないと、そういうシステムはまだないと。一番困るのが下水なんです、浄化槽なんです。浄化槽、大体アウトです。全部出してやり替えて公共水域に入れないと機能しません。要するに、そういうことは個人の問題ではなくて、絶対町の問題なんです、環境の問題とかね。

だから、そういう意味では、どこかであつていただきたい。資料を見ていただければ分かると思いますけれども、今回の雨に関しては強烈です。

それと、建物のダメージは、床上浸水よりも床下浸水のほうが強烈です。理由は細菌の発生です。虫の発生です。

そういうものを考えると、やっぱり吉田町として、これだけ、清水のほうは激甚災害で指定をされましたよね。そういう状況を思ったときに、やっぱり町でもそういうものというか、皆さんをサポートするようなものをつくっていただきたいんですね。一帯、ほとんど床下浸水です。特に神戸川は、全滅というぐらいほとんど駄目です。資料で出しますからね。

ぜひその辺をやっていただきたいと。そうしないと、皆さんから、やっぱりどうしたって、苦情ではなくて批判的なものが出てきちゃうような気がしますけれどもね。ぜひその辺でお願いをしたいと思うんですけれども。

それで、町長、そういうものに関しての、今の状況に関しての、被害に関しての町の対応というのはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員からその資料、私、受け取っておりませんので、何とも判断できません。そういうことでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

全般にわたり、特に質疑を許可しますが、いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、以上で第58号議案についての質疑を終わります。

これから、第58号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和4年第2回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） これで、令和4年第2回吉田町議会臨時会を閉会といたします。御協力いただき、ありがとうございました。

閉会 午前11時09分